

広報かんら

おしらせ版 No.1263



感謝・信頼と連帯・夢

2024 年
3月15日号

発行・編集・印刷

甘 楽 町
(総務課行政係)

お知らせ

固定資産税について



地方税法に基づき、自己の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるようにするため、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供します。

また、固定資産のうち、土地と家屋は3年ごとにその間の資産価格の変動を反映させた評価額に見直します。これを「評価替え」といい、令和6年度はこれを行う年度です。

縦覧期間

4月1日(月)～5月31日(金)

午前8時30分～午後5時15分
(水曜日は午後7時15分まで)

※土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所

役場住民課

縦覧できる内容

縦覧帳簿に記載されている価格など(所有者や課税標準額などは縦覧できません)

縦覧できる人

固定資産税の納税者

納税者であることの本人確認

▼マイナンバーカード・運転免許証・納税通知書・健康保険証などが必要です。

▼納税者の代理人も縦覧できます。(納税管理人・同居の親族・委任状持参者)

問い合わせ

住民課税務係 ☎ (64) 8313

住民税均等割のみ 課税世帯給付金



町では、エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担を軽減するための支援として給付金を給付します。

対象者

令和5年12月1日時点で町に住民登録があり、令和5年度の住民税が「住民税均等割のみ課税者(所得割は非課税)のみ世帯」または「住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者の世帯」である世帯主

給付額 1世帯あたり10万円

給付時期 3月27日(水)より順次

対象となる世帯については、すでに通知を発送しています。詳しく

くは、町ホームページをご覧ください。

問い合わせ

にこにこ甘楽
福祉課福祉係
☎ (67) 5162



子育て世帯生活 支援特別給付金



町では、「令和5年度低所得世帯支援給付金(7万円)」および「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)」を受給した世帯のうち、18歳以下の児童(※)が属する世帯に対し、児童の人数に応じて給付金を給付します。

※平成17年4月2日生まれ以降の児童

給付額 児童1人あたり5万円

給付時期 3月27日(水)より順次

対象となる世帯については、すでに通知を発送しています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問い合わせ

にこにこ甘楽
福祉課こども係
☎ (67) 5194



広告